



バスやタクシーでの外出を支援します



令和8年度

高齢者バス・タクシー利用助成事業

利用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

高齢者バス・タクシー利用助成券とは

- ◆ 1枚**200円の助成券**を**最大60枚**交付します。
- ◆ **令和8年度に新規申請する場合**は、以下①～④のいずれかの方法で申請書を提出してください。
 - ①市役所(高齢福祉課1階10番窓口)で直接申請
 - ②出張所で直接申請
 - ③郵送による申請
 - ④市ホームページからオンライン申請
- ◆ **【事業継続の場合】**一度申請された方は、自動的に翌年度以降の助成券交付手続きを行うため、**あらためて申請する必要はありません。**
- ◆ 交付決定した方には、**ゆうパックで助成券を郵送**します。
申請後、通常**2～3週間程度**でお届けします。
- ◆ 年度ごとに1人1回のみ交付できます。
助成券をすべて使用した場合や紛失・破損した場合、**追加交付・再交付はできません。**



年度
下松市高齢者バス・タクシー利用助成券

利用期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

タクシーで利用する場合は「下松市の高齢者タクシー助成券の利用です」と乗車時に説明し、使用できるが確認してください。

この助成券を他人に譲渡、売買及び複製してはいけません。不正が判明した場合、次年度の交付はできません。

利用者番号 No.

対象者氏名

発行者: 下松市長 (関) 下松市 高齢福祉課長寿支援係 ☎0833-45-1837

利用年月日 年 月 日 利用番号 No. -

年度 下松市高齢者バス・タクシー利用助成券

利用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

200 円

1回の乗車につき、
【バス】1枚(200円)のみ使用できます。
【タクシー】3枚(600円)まで使用できます。

この助成券を他人に譲渡、売買及び複製してはいけません。不正が判明した場合、次年度の交付はできません。

発行者: 下松市長



対象者

下松市在住の**満70歳以上の人**で、
障害者福祉タクシー券の交付を受けていない人

下松市 高齢福祉課 長寿支援係

〒744-8585 下松市大手町3-3-3

☎0833-45-1837



路線バスでの利用方法

- ◆ **下松市内での乗車または降車**の場合に限ります。

(令和8年7月1日から、周南市「坂本入口」および「久米鳥越」停留所での乗車または降車の場合は対象)

- ◆ 1回の乗車につき、**助成券1枚(200円分)**のみ使用できます。
- ◆ 運賃が200円を超える場合は、不足分を**現金**でお支払いください。
- ◆ 運賃が200円以下でも使用できますが、**おつりは出ません**。
- ◆ 高速バス・米泉号では使用できません。



タクシーでの利用方法

- ◆ 対象のタクシー

- ・ 周南地区タクシー協同組合に加入している事業所
- ・ 下松市と契約しているタクシー事業所

- ◆ 利用条件

- ・ **下松市内での乗車または降車**の場合に限ります。
 - ・ **福祉タクシー**でも使用できます。
 - ・ **1回の乗車につき、1人3枚(最大600円分)**まで使用できます。
 - ・ 複数人で乗車する場合も、1人につき最大3枚まで使用できます。
- ただし、運賃が助成券の合計額より少ない場合、おつりは出ません。

- ◆ 利用方法

- ① 乗車時に、助成券が使用できるタクシーか確認してください。
- ② 降車時に、乗務員へ助成券を渡し、不足分の運賃をお支払いください。



交付枚数

申請月によって交付枚数が変わります。

4月申請	5月申請	6月申請	7月申請	8月申請	9月申請
60枚 (12,000円分)	55枚 (11,000円分)	50枚 (10,000円分)	45枚 (9,000円分)	40枚 (8,000円分)	35枚 (7,000円分)
10月申請	11月申請	12月申請	1月申請	2月申請	3月申請
30枚 (6,000円分)	25枚 (5,000円分)	20枚 (4,000円分)	15枚 (3,000円分)	10枚 (2,000円分)	5枚 (1,000円分)

注意事項

助成券は、**ご本人のみが利用**できます。
他人への**譲渡、売買及び複製は禁止**されています。
不正が発覚した場合、**次年度の交付はできません**ので、
絶対に行わないでください。

